

編集委員会からのお知らせ ―投稿規定の改訂について―

レジャー・レクリエーション学会編集委員長

下村 彰 男

現在、編集委員会では、①論文投稿の活性化、および②論文審査等の円滑化をめざし、投稿規定の改訂作業を進めています。新しい投稿規定は、平成15年3月発行予定のレジャー・レクリエーション研究に掲載し、それ以降に受け付ける論文等については新投稿規定による扱いとする予定です。

その様な改訂に先立ち、編集委員会による投稿規定の原案を本号で掲載し、皆様のご意見を募りたいと考えております。皆様からの忌憚ないご意見・ご指摘をお待ちしております。なお主な、改訂の要点・理由は下記の通りです。

また、ご意見・ご指摘は現投稿規定に記入されている編集委員会宛にお願い致します。

改訂の要点・理由

1. 現在は「投稿規定」のみであるが、「投稿規定」と「原稿作成要領」に分ける。
理由 ①現在の投稿規定には原稿作成要領が混在してわかりにくいいため、両者を分ける。
2. 新たに「投稿票」を作成する。
理由 ①論文審査や編集作業を円滑に行うために、投稿時に投稿票を同送する方法を採用する。
3. 投稿資格で、筆頭著者以外に本学会会員以外のものが含まれることを認める。
理由 ①本学会は学際的であるため、共同研究者にレジャー・レクリエーションを専門としない者の参画が必要な場面が少なくない（例：野外レクリエーション研究における生態学者との共同など）。
②研究をライフワークとしていない者や、日本語を解さない外国人との共同研究が必要な場合がある。その様な人に学会への入会を強要しづらい。
③投稿資格を緩和することで、学会誌への投稿数の増加が期待できる。
4. 原稿の種類を、①総説・②原著・③研究資料・④実践研究・⑤評論・⑥その他の原稿とする。
上記のうち、①～④を審査付の学术论文に位置づける。
理由 ①本学会の原稿の定義を明文化すると共に、審査付論文であるか否かをはっきりさせる。
②各原稿の長さを明確にする。
5. 費用負担について明文化する。
理由 ①超過ページに対する規定、及び別刷りの追加費用に関する規定をはっきりさせる。

「レジャー・レクリエーション研究」投稿規定（案）

（平成 年 月 日改定）

1. 投稿資格

本誌に寄稿できる原稿の筆頭著者は、本学会々員に限る。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。

2. 原稿種類と審査

- (1) 原稿に用いる言語は原則として、和文もしくは英文とする。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 原稿の種類は、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域における総説、原著論文、研究資料、実践研究、評論、その他とし、他誌に未投稿、未発表のものに限る。なお、上記のうち総説、原著論文、研究資料、実践研究は、編集委員会が依頼する複数の査読者による審査を経た学術論文である。
- (3) 原稿の定義は以下の通りである。
 - 1) 総説とは、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域に関わる特定のテーマを、文献レビューなどに基づいて大局的かつ客観的に総括したもの。
 - 2) 原著とは、客観性、論理性、普遍性を備えた学術的価値の高い内容を持つオリジナルな研究成果をまとめたもの。
 - 3) 研究資料とは、学術的な資料性が高い研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性等があり公表する価値が認められるもの。
 - 4) 実践研究とは、実践的な事例調査をまとめた研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性等があり公表する価値が認められるもの。
 - 5) 評論とは、ある特定の事項に関する評価、善悪、優劣などを批評し論じたもの。
 - 6) その他の原稿とは、書評や紹介記事、用語解説、シンポジウム・講演会の記録などで、編集委員会が掲載を認めたもの。
- (4) 原稿の長さは、原則として、総説、原著については刷り上がり12ページ以内、研究資料、実践研究、評論については同6ページ以内とする（1ページは2,016字に相当）。ただし、やむを得ない場合には規定ページ数の1.5倍まで認める。その他の原稿については、編集委員会で認められたページ数とする。
- (5) 原稿の採否および掲載時期については、編集委員会が最終的な決定を行う。なお、学術論文の採否については、査読者による審査結果に基づく。
- (6) 大会発表論文集への投稿規定は別に定める。

3. 原稿の提出

- (1) 原稿の提出にあたっては以下に従うこと。
 - 1) 投稿原稿は、別に定められた原稿作成要領に従い、原文の鮮明なコピー3部を提出する。原文は、郵送事故などに備えて投稿者が保管する。

- 2) 投稿原稿は、各部ごとに、標題、抄録（総説、原著、研究資料、実践研究の場合）、本文（註・文献を含む）、図（写真を含む）、表の順にまとめ、ダブルクリップ等で留めて提出すること。
- 3) 原稿の郵送は簡易書留や宅配便など、配達記録が証明できる方法で行う。本学会ならびに編集委員会は、郵送事故には責任を持たない。
- 4) 提出先は、日本レジャー・レクリエーション学会事務局とする。
- 5) 原稿および図表は原則として返却しない。
- 6) 投稿の際には、本誌掲載の「レジャー・レクリエーション研究 投稿票」に必要事項を記入し、投稿原稿と合わせて1部提出する。なお、投稿票にコピーを用いても構わない。

4. 費用

- (1) 審査料・掲載料は原則として無料とするが、次の場合には投稿者にその実費を負担してもらうことがある。
 - 1) カラー印刷など特殊な印刷を要したり、分量が規定を超過する場合など。
 - 2) 別刷を必要とする場合。別刷りは50部までは無料とするが、それ以上必要な場合には50部単位で購入できる。

5. その他

- (1) 原稿の作成に当たっては、別に定める原稿作成要領に従う。
- (2) その他、当規定の問い合わせは、学会事務局宛に行う。